

■ 山口労働局メールマガジン／号外 ■

～準備はお済ですか？「無期転換ルール」への対応～

●「無期転換ルール取組促進キャンペーン」を9月と10月に実施中

山口労働局では、平成29年9月と10月に、無期転換ルール※1の周知や導入促進に関する要請などを行う「無期転換ルール取組促進キャンペーン」を実施中です。

無期転換ルールに基づく「無期転換申込権」の本格的な発生が見込まれる平成30年4月まで、残り約半年となりました。企業が無期転換ルールへの対応をするにあたっては、中長期的な人事戦略・人材活用を念頭に置いた人事制度の検討や、就業規則などの関係諸規程の整備などに一定の時間を要することから、早急に対応を検討することが必要です。

また、事業主側が、無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に有期契約労働者を雇止めすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではなく、慎重な対応が必要です。

今回のキャンペーンでは、無期転換ルールへの取組を促進し円滑な導入を図るため、事業主団体などへの周知・啓発についての協力要請や、事業主・労働者双方からの相談に対応する特別相談窓口の設置などの取組を重点的に実施します。

◎詳細はこちら

→ https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/news_topics/topics/_121105/_121376.html

この記事に関するお問い合わせ先

雇用環境・均等室 TEL：083-995-0390